

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 日本における合併と外商投資企業の出資者変更手続

日本企業も日本において再編が進められる傾向があります。合併、吸収分割、事業譲渡等を行う場合には、中国で設立した外商投資企業の持分に変動が生ずる場合があります。この場合には、外商投資企業の出資者変更に関する手続を処理する必要がありますし、また、場合により、持分譲渡益に対して中国で課税関係が生ずる場合もあります。

今回は、中国国外での再編の外商投資企業に与える影響について、支配権が変更されない親子間の吸収合併を例に検討します。

Q: 当社(A社)は、本年6月に日本の完全子会社(B社)を吸収合併します。この子会社には、中国にこれが100%出資する独資会社があるのですが、吸収合併に伴い、この独資会社も当社の子会社となります。この場合に、中国で独資会社の出資者の名義を当社に変更する手続を処理しなければならないと思うのですが、具体的には、どのような手続を処理しなければならないのでしょうか？また、企業グループ内の合併ですので、上記の名義変更手続について中国で特に課税されることはないと思うのですが、このような理解で問題はないでしょうか？

A: 日本の親会社の合併に伴い外商投資企業の持分が日本において存続会社に移転する場合において、中国では、「外商投資企業の投資者の持分変更に関する若干の規定」に従い持分の移転について認可を取得し、変更登記手続を処理する必要があります。もっとも、当該持分の移転は、合併という組織法上の行為により生ずる資産の包括移転を原因とすることから、個別の持分譲渡契約による場合と異なり持分譲渡契約を締結する必要はなく、最高意思決定機関において出資者の変更に伴う定款の変更について決議をすれば足りる。この出資者の変更に伴い中国において課税が生ずるかは、近時、「企業再編業務に係る企業所得税処理の若干の問題に関する通知」(財税[2009]59号)が公布、施行され、これに課税の繰り延べの条件等が規定されていることから、一定の場合には課税の繰り延べが認められるものと思われませんが、未だ明確でない点もあること、現時点では施行後間がなく具体的な事例の蓄積がないことから、実務的には、合併に先立ち、独資会社を管轄する当地の税務当局に対し、合併(取引)の内容を説明し、課税の繰延べの可否を確認しておくことが望まれます。

1 日本の親会社の合併に伴う外商投資企業の持分変動の中国における手続について

外商投資企業の各種の持分変動について規定する「外商投資企業の投資者の持分変更に関する若干の規定」(以下「若干規定」)第2条第(7)号は、「外商投資企業の投資者が合併し…、その合併…後の承継人が法により原投資者の持分を承継する場合」を、持分変更の例として規定しています。

従って、設例のように、日本においてA社がB社を吸収合併し、これによりB社の独資会社に対する持分がB社からA社に移転する場合には、「若干規定」の適用を受け、中国において同規定所定の手続を処理することになります。「若干規定」が規定する手続の概要は、次のとおりです。

(1) 審査認可機関に対する認可申請 (「若干規定」第14条、第9条)

独資会社は、次の文書を提出してその原審査認可機関(設立時の審査認可機関)に対し認可申請

- ① 投資者の持分変更の申請書
- ② 独資会社の原定款及び修正後の定款
- ③ 独資会社の認可証書及び営業許可証の写し
- ④ 持分変更後の独資会社の董事会構成員リスト
- ⑤ 持分取得者(A社)が原投資者(B社)の持分を取得したに関する有効な証明文書(合併記載のある登記簿謄本等)

(2)登記機関に対する変更登記(「若干規定」第 18 条、第 19 条第1項)

独資会社は、認可証書を変更した日から 30 日以内に、次の文書を提出して登記機関に変更登記を申請

- ① 審査認可機関に提出した全ての文書
- ② 審査認可機関が発行した認可文書
- ③ 登記機関が求めるその他の文書

(3)留意点

合併による持分の移転は、組織法上の持分の結合により包括的に消滅会社(B社)の資産が存続会社(A社)に移転するもので、個別の持分譲渡取引によるものではないため、理論的には、存続会社(A社)と消滅会社(B社)との間で持分譲渡契約を締結する必要がないほか、独資会社の最高意思決定機関において持分譲渡を承認する決議をする必要もありません。ただし、出資者の変更が生じますので、当該変更を反映した変更後の定款を存続会社(A社)において作成したうえ、定款変更について独資会社の最高意思決定機関(株主会又は董事会)において承認決議を経ておく必要があります。

上記(1)、(2)とも、提出文書については、「若干規定」の内容をそのまま紹介していますが、外国企業の合併に伴う持分変更手続は、中国では処理例が多くないので、審査認可機関及び登記機関とも提出を要求する文書がまちまちとなる場合(例えば、実際には、合併の場合にも、持分譲渡契約を締結して提出するよう要請される場合もあります。)があるため、実務上は、「若干規定」の上記規定内容の理解を前提として、当地において、事前に提出を要する文書等を確認することが肝要です。

2 上記持分変更について中国で課税の可能性について

設例では A 社が B 社を吸収合併することが予定されており、日本において適格合併の要件を満たす場合には、日本では課税の繰延べがなされることになると考えられます。

では、中国ではどのように処理されると考えるべきでしょうか。

外国法人(非居住者)間で、その有する外商投資企業の持分が移転した場合、中国の税法上は、その譲渡所得に対し、中国の国内源泉所得として 10%の企業所得税が課税されるのが原則です(「企業所得税法」第3条第3項、第4条第2項、第 27 条、「企業所得税法实施条例」第 91 条)。

「企業所得税法」施行後、中国において企業再編にかかわる課税の繰り延べ、その適用条件等を定めたいわゆる企業再編税制として、近時、「企業再編業務に係る企業所得税処理の若干の問題に関する通知」(財税[2009]59号)が公布、施行されています。現時点では施行後間がなく、具体的な事例の蓄積がないこともあり明確でない点もありますが、同通知には中国企業の再編に関わる課税の繰り延べの条件等が規定されており、今後はこれに従って処理がなされてゆくものと思われれます。実務的には、会計・税務の専門家に問い合わせる課税の繰り延べの条件を満たすか否かを確認したうえで、独資会社を管轄する当地の税務当局に対しても、課税の繰延べの可否を確認しておくことが望まれます。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 中島 あずさ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**製造業PMI指数5ヶ月連続上昇 景気回復感強まる**:中国物流購買連合会の発表によると、4月の中国製造業購買担当者指数(PMI)は53.5となり、5ヶ月連続して上昇した。3月以来、景気拡大と縮小の分岐点となる50を超えており、景気回復基調が更に強まったとの見方がある。PMIの構成指数の一つである新規受注指数は前月比2ポイント上昇して56.6に達し、3ヶ月連続で50を超えた。また雇用指数は前月比1.7ポイント上昇し、昨年10月以来初めて50を越えた。なお、非製造業のPMIは59.0となり、2月以来上昇が続いている。



(資料)中国物流購買連合会

【産業】

◆**4月の自動車生産・販売 過去最高を記録**:中国自動車工業協会が8日に発表したデータによると、4月の自動車生産・販売台数は共に単月ベースで過去最高を記録した。4月の生産台数は115.7万台で、前月比+5.61%、前年同月比+17.9%。販売台数は115.3万台で、前月比+3.91%、前年同月比+25.0%と4ヶ月連続で世界トップ。同協会は自動車産業全体として回復に向かっているとの見方を示した。購入税優遇対象となる1600cc以下の乗用車の販売は4ヶ月連続上昇した。中高級乗用車については、第1四半期は落ち込んだものの、4月から回復の兆しが見えている。一方、輸出は引き続き低迷し、1~4月の輸出版売台数は前年同期比▲61.0%と大幅に減少、また販売増加車種が税金優遇対象車に偏っていること、更に自動車大手企業の収益状況は昨年同期比悪化している等の不透明感も残っていると同協会は指摘している。

【貿易・投資】

◆**国際金融・海運センター建設等上海市発展の意見書を発表**:4月29日、国務院は国際金融センター、国際海運センターの建設等上海市の発展に関する意見書を発表した。2020年を目処に、金融センターについては、金融システムの改善、国外企業による人民元債券・株式発行等の対外開放を一層進め、国際金融センターに相応しい金融環境を構築するとしている。一方、海運センターの建設については、洋山保税港区内で税制優遇策を実施、同区を中心に上海を国際貨物の中継センターとする方針。また、浦東新区の技術先進型サービス企業に対する、2013年末までの低企業所得税率15%の適用、オフショア・アウトソーシングサービス業の収入に対する営業税免除等の優遇策等も盛り込まれている。

◆**広州交易会が閉幕 輸出契約額は16.9%減**:7日に閉幕した第105回広州交易会では、金融危機の影響を受け、輸出契約額が前回より16.9%減の262.3億米ドルとなった。契約額の上位3位の商品が全体に占める割合は、電気・機械製品が42.9%、軽工業品が31.9%、アパレルが12.3%。輸出市場は、EU、中東、米国が引き続き上位3位を占めたものの、契約額は前回より減少。一方、新興市場のアルゼンチン、インド、ASEANとの輸出契約額はそれぞれ10.2%、6.2%、7.1%増加した。

◆**2008年のサービス貿易額 前年比21.3%増**:6日に商務部が発表したデータによると、2008年の中国のサービス貿易額は前年比21.3%増の3,044.5億米ドルとなった。金融危機の影響を受け、伸び率は前年比9.6ポイント低下したものの、依然として20%を超える堅調な伸びが続いている。輸出、輸入ともに香港、米国、EU、日本、ASEANが5大相手国で輸出入額全体の約7割を占め、コンサルティング、コンピュータ・情報サービス、保険等の高付加価値サービス業の輸出額が前年比約5割増加したこと等が特徴としている。

【金融】

◆**国外企業の国内非居住者外貨口座を統一管理へ**:外貨管理局は5日、「国外企業の国内非居住者外貨口座管理弁法草案」の意見稿を発表し、5月19日まで一般から意見を聴取する。対象となる口座には、經常取引やプロジェクト専用の資本取引に使用する外貨口座が含まれ、今後は口座番号の最初に「NRA」を標記し、統一的に管理される模様。また、従来外資銀行に限られていた口座開設を地場銀行にも開放する他、開設手続きの簡素化も図る。近年、国外企業が開設する外貨口座が増加する中、既存規定を整備し、違法な資本移動の監督、管理を強化する目的としている。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD	EUR	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比							
2009 04 27	6.8252	6.8250~6.8275	6.8274	0.0001	7.0679	0.0377	0.8809	0.0000	8.9805	0.9500	2524.96	-45.18	
2009 04 28	6.8278	6.8266~6.8282	6.8267	-0.0007	7.1110	0.0431	0.8808	-0.0001	8.8826	0.9000	2520.78	-4.18	
2009 04 29	6.8262	6.8240~6.8263	6.8255	-0.0012	7.0537	-0.0573	0.8805	-0.0004	9.0094	0.1268	0.9400	2590.85	70.07
2009 04 30	6.8241	6.8225~6.8264	6.8230	-0.0025	6.9881	-0.0656	0.8803	-0.0001	9.0896	0.0802	0.9400	2600.60	9.75
2009 05 04	6.8223	6.8206~6.8208	6.8230	0.0000	6.8620	-0.1261	0.8803	-0.0000	9.0654	-0.0242	1.0000	2687.12	86.52
2009 05 05	6.8193	6.8187~6.8208	6.8199	-0.0068	6.8837	-0.2273	0.8799	-0.0009	9.1175	0.2349	1.0000	2694.95	7.83
2009 05 06	6.8228	6.8211~6.8244	6.8216	0.0017	6.9309	0.0472	0.8802	0.0002	9.0876	-0.0299	0.9100	2721.36	26.41
2009 05 07	6.8223	6.8210~6.8230	6.8218	0.0002	6.9132	-0.0177	0.8802	0.0000	9.0611	-0.0265	0.9300	2726.57	5.21
2009 05 08	6.8217	6.8213~6.8222	6.8218	0.0002	6.8608	-0.0701	0.8802	0.0000	9.1382	0.0506	0.9400	2756.28	29.11

RMB レビュー&アウトルック

中国の景気回復期待や市場における過度な緊張感の緩和もあり、人民元は4月の下旬以降は心理的抵抗線となっていた6.8300を上回り、小幅ながらもレンジを人民元高方向にシフトする展開となった。4月27日に中銀基準値が昨年11月以来の元高水準となる6.8253に設定されると前週同様、当局が人民元高を容認するとの見方が強まり、月末の米ドル買い需要をこなしながらも1月以来の高値を更新して越月した。労働節(5月1日)の休場明けとなる4日以降も市場では元買い意欲が旺盛な値動きとなり5日には昨年10月以来初めて6.82大台を上抜けると高値6.8187まで上昇した。しかし同水準では高値警戒感もくすぶる中、すぐさま6.82台に反落するとその後は同水準で推移している。月初に物流購買連合会から発表された4月の購買担当者指数(PMI指数)は53.5と2ヶ月連続で景気判断の分かれ目となる50を上回り、中国国内の景況感改善を窺わせる内容となった。一方、当局者からは世界経済の早期回復が見込めない中、過度な楽観論に慎重な意見も示されている。人民元相場は今週以降に発表される中国の経済指標や世界的な緊張感の緩和に伴い元買い圧力が強まる展開も予想されるが6日に発表された中央銀行第1四半期「金融政策執行報告」でも人民元については柔軟性を高めると同時に基本的安定を維持するとの従来の方針が改めて確認されている。一層の元高にはやや警戒感も高まっており、当面は6.82台が心理的抵抗線として意識される神経質な値動きが予想される。(5月8日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。